

『日本の近代銀貨 一元銀貨の部(第2版)』 正誤表

- 1) P30 Iタイプの特徴中 馬の歯/他=131歯/5葉中互生(誤)⇒131歯/5葉**中対生**(正)
- 2) P30 I+Eaタイプの特徴中 馬の歯/他=131歯/葉脈E型仕上,5葉大互生(誤)
⇒131歯/葉脈E型仕上,5葉**大対生**(正)
- 3) P40 T(=Sa)表内の「菊紋面T(Sa)の特徴」で、
誤:一葉密・離桐葉・丸葉・深彫葉脈…⇒正:一葉**粗**・離桐葉・丸葉・深彫葉脈…
- 4) P74 細分類表内 細分類欄に*1~*4有り⇒不必要に付き削除
- 5) P74 (3-3)の分類表「大分類の名称」⇒「大分類の名称(Aランク_No:大分類名)」に変更
- 6) P74 (3-3) A_10、A_11、A11⇒**A_09、A_10、A_11**に変更
- 7) P75 (3-4)の分類表「主分類「細光無輪+貝字」」⇒「主分類(分類No:細光無輪・貝字)」に変更
- 8) P87 M8B-08 (Iタイプ)の収集難易度 A⇒**A+**に変更
- 9) P87 注(2)の中 誤:尚、本カテゴリでは年号銘(M7,M8)が大分類に相当する。
⇒正:尚、本カテゴリでは**M7A ~ M7D,M8A,M8B**が大分類に相当する。
- 10) P99 注(2)の中 誤:尚、本カテゴリでは年号銘(M11 ~ M14)が大分類に相当する。
⇒正:尚、本カテゴリでは**M11A,M11B,M11 ~ M14(M14A,M14Bも大分類であるが、その小分類の存在率はM14全体を100%とした時の値を採用)**が大分類に相当する。
- 11) P106 C2の写真がC1と同じである⇒P35菊紋面刻印種M1の主葉付近参照のこと
- 12) P108 e,f特徴分類で、誤:「e,fはM15銘に於ける変化」の指定がe2,e3しか含んでいない
⇒正:「e,fはM15銘に於ける変化」の指定は**e1 ~ e4,fを含む**
- 13) P118 (1-1)写真a:小渦・中頬髭竜(M18型浅彫鱗竜)に誤ってM18銘が掲載されている
⇒M18銘を掲載に変更(竜図自体は同型であり誤りではないため)
- 14) P125 注(2)の中 誤:尚、本カテゴリでは年号銘(M19 ~ M20)が大分類に相当する
⇒正:尚、本カテゴリでは**M19A ~ M19C,M20A(但し便宜的にM20A-01,M20A-02を大分類と同様に扱う)**が大分類に相当する。
- 15) P138 分類表03の説明中 誤:(Z:次カテゴリB 参照)⇒正:(Z:次カテゴリ**C** 参照)
- 16) P138 注(2)の中 誤:尚、本カテゴリでは年号銘(M20 ~ M23)が大分類に相当する。
⇒正:尚、本カテゴリでは**M20A,M20B,M21 ~ M23**が大分類に相当する。
- 17) P142 A:タイトル部分で、
誤:A:一葉密・接桐葉・丸葉深彫(M24前期)⇒正:一葉**粗**・離桐葉・平葉浅彫「浅葉脈」(M24前期)
- 18) P145 写真l:昇/高八が「昇八様」の画像に見える
⇒「昇八」はP156昇八(=f1)の画像参照のこと
- 19) P145 写真m:降/低八が「低八様」の画像である
⇒「低八」はP108低八(=l1)の画像参照のこと
- 20) P147 注(2)の中 誤:尚、本カテゴリでは年号銘(M24 ~ M30)が大分類に相当する。
⇒正:尚、本カテゴリでは**M24,M25A,M25B,M26 ~ M30**が大分類に相当する。
- 21) P150 左段14行目 M26増桐葉3の説明
誤:「F1、主葉に過剰痕」⇒正:「**F3、主葉~3葉間に過剰痕**」
- 22) P150 左段16行目 M29増桐葉5の説明
誤:「F5、主葉に過剰痕」⇒正:「**F5、11葉に過剰痕**」
- 23) P150 (6)珍品紹介の(2) M25銘の特徴拡大写真が誤り
⇒P144 *D&D1:太りボンの写真参照のこと
- 24) P153 右段4行目 誤:「・・・のついて簡単な・・・」⇒正:「**・・・について簡単な・・・**」
- 25) P164 (1)のA及びBの写真横の矢印が6葉を指している
⇒7葉(1つ上の桐葉)、P22貿易銀菊紋面部位の説明参照のこと